

くぐつの系譜・芸能村

椛 田 美 純

一 はじめに

江戸時代に大分県下には芸能村として、「中津芝居」と呼ばれた北原村、池永村、嶋田村や「嶋原狂言」と称された算所村、「杵築芝居」と呼んでいた馬場尾村などがあった。これらの村々には操り人形芝居や歌舞伎等の芸能民が住んでいて、各地を巡業したり、また藩主の上覧に供し、そのために「御前座」と称していた。これらの村の旅役者は中世芸能民の一種であり、近世初期には操り人形芝居より始まり、操りのみでは興行ができにくくなり、歌舞伎を取り入れたもので、当初の操り芸は豊前地方に広く分布していた宇佐放生会の「くぐつ」の系譜に入るものと思われる。近世の地方芸能者が、中世から近世へと変革していった社会の中で、どのように変っていったのかを明らかにしてみたい。

本来芸能とは、現代のような娯楽や趣味ではなく、神事に奉仕するものであり神事と表裏一体のものであった。芸能の徒が正月や祭りや盆に村を訪れることは、季節の神々の来訪であった。そのために巫術的な色彩をもっていて、呪術儀礼を残していた。地方雑芸能の徒でも「祝言人」の祝福芸として迎えられた。彼等は異形な服装や化粧をほどこしていたが、このことは俗世間から離れた神人であることの表現であり、神に接するという行為の現れでもあった。そのために芸能民は神を演ずる

「乞食」と呼ばれていたのである。

二 芸能村の変遷

北原村は宇佐宮莊園である下毛郡本自見名のなかにあつた散所が、近世初期に躍村として、福嶋村分郷として成立したものである。北原の地名初見は永正元年（一五〇四）の『永弘文書』に見える。

下毛郡本自見名検見取帳

（中略）

一段 一斗七升 北原 弥六

（下略）

ついで永正六年・七年にも「北原・弥六」が見える。もともと散所とは莊園内の一部にある地子免除の特定地域で、貴族、寺社のために供御奉仕や掃除役、物資運搬や卜占、芸能の民の定着地で散所民は非定着、非農耕といわれるが室町期には散所民も農耕にたずさわり莊民化した例がある。北原の弥六はその例であろう。宇佐郡にあつた宇佐散所も同様で、(注1)長享三年（一四八九）には耕作反別の代銭を永弘氏に出しているが近世初期に川部村の枝村として農村化する。

享祿二年（一五二九）の『永弘文書』には陰陽師が見える。

番長領下毛郡本自見名坪付目録

（中略）

陰陽師江契約分

門田

一所 三段三十代

作人

とある。陰陽師とは古代中国に発生し、六世紀初めの継体天皇期に百済から日本に伝わったとされる方術で、四季のめぐりや方位を基に国家・社会・個人の行動に関して吉凶禍福を判定する特殊な占いをする人である。散所民のなかに地子免除の代りの役目として卜占、祈禱をしていた民があり、生業としては雑芸に従がっていたと見られている。

北原村が躍村として見えるのは熊本県史料の「梅谷文書」と、「北原村並御前座由緒書」で、これらについては「大分県地方史」六号に半田康夫氏の研究があり、また「中津市史」にも報告されて、その他数氏の研究考察があるが本稿の考察上再びのべることにする。

梅谷文書は五通あって、そのうち四通は下毛郡奉行であった加々山隼人が出したものである。

已上

福嶋村之内踊村、諸役被成御免之旨、被仰出候條、可被得其意候、恐々謹言

慶九年

加々山隼人興繩

十一月廿三日

福嶋内膳殿

同 五郎右衛門殿

其外

諸給人中

下毛郡福嶋おとり子共御分領在之、望次第おとり可申旨、被仰出候、似合可馳走者也、

九月一日

加々山隼人興繩

所々

庄屋中

とあって、北原が福嶋村の内で踊村とよばれ、おどり子がその所属する集団をつくっていたことがわかる。

このおどり子の起源については、北原村の伝説に北条時頼伝説があつて、村内の大師堂での時頼の快気祝いの席で、村人が手の甲に目鼻をかき、袖口からのぞかせて人形のごとく踊らせたという。中世に浮浪芸能民が、古代の「でく」を神の依代として寿詞を唱えていた傀儡師の芸を習い、散所に逃がれ居住していたことは全国的に共通のでき事で、鎌倉時代にぐぐつ集団が芸能的に分化し、手くぐつの專業集団が表われてくる。西宮の「えびすがき」が特に有名であるが、北原散所にもそのような手くぐつ集団が発生していたのであろう。彼等がどこの傀儡子の芸を習ったかといえ、それは古要社であり、また古表社の傀儡子彌宜の居た高瀬村であらう。

半田康夫氏は「宇佐放生会の傀儡子」(大分県地方史六号)のなかで「北原のおどり子は単なる踊子ではなく、古要神事において神偶を操る若者がオドリコとよばれてきたことにかんがみ、これは傀儡子を指すものと考え」とのべている。また「中津市史」には「木偶」の操り手のことをオドリコといっていたとある。正式には「木偶」の操り手は傀儡子彌宜と称されたが、「でく」を奉納するとき、つけ根の紐を片手で引き、もう一方の手は固定した足を支え、紐を引くと人形を踊らせることができることから操り手のことをオドリコと呼んでいた。踊りとは元来はげしい動きの力で悪霊を追い払うものであり、「でく」の動きで征伐された隼人の悪霊を追い払うことが放生会のくぐつ舞いでもあるので、くぐつ師をオドリコと呼んでいたであらう。

北原村が慶長九年(一六〇四)に諸役御免となっていたのは「北原村由緒記」に

細川三斎公、小倉之城御築被成候節、薦社の由緒によりて天守土台躍鎮申様にと被仰付相勤。依之寛永弐、北原村諸役

御免、元高百拾四石四斗分米被下置、証文干今所持致候。

とあって、慶長七年（一六〇二）の細川三斎による小倉城築城のさいに天守土台を踊り鎮めたことによるとしている。天守閣の土台を踊り鎮めたことが大貞八幡社の由緒によってとあるから、北原のくぐつは伊藤田にある古要社のくぐつではなく、当時すでに專業のくぐつ集団が「操り」をもって近在の村々の神事に巡業していただろうことを想像させ、「木偶」を操ること
で城地の罪障をはらい、また江戸初期の土木工事に流行していた「風流」を演じたものであろう。

元和八年（一六二二）の『小倉藩人畜改帳』に

高廿五石壺升八合六勺七才

御蔵納

半右衛門手永

一 家数合七軒

福嶋村

内

三軒

本家

四軒

隠居へや・馬や

男女数合廿人

内

三人

本百姓・小百姓

五人

躍子

老人

歳十五ノ上男

男数合九人

女数合拾老人

牛壺足

高式百五十五石内

高百三十石 小笠原民部少輔知行
高百一石 諸茂兵衛知行
高廿五石 福嶋半右衛門知行

一 家数合三拾八軒内

壹軒

半右衛門手永
同村
御惣庄や
本家

八軒

本家

四軒

名子家

三軒

躍子家

六軒

長久寺

貳軒

かち

拾四軒

部や・馬屋

男女数合九拾三人

内

壹人八

御惣庄や

八人

本百姓・小百姓

四人

名子

三人

躍子

貳人

鍛治

三人

長久寺師弟

式十式人

歳拾五ノ上男

拾三人

歳拾五ノ下男

男数合五十六人

女数合三拾七人

牛馬数合拾三疋内

馬三疋
牛拾疋

と見える。二八〇石余の福嶋村は御蔵納めと三人の知行地に分かれていて、一二軒の百姓・四軒の名子と八人の踊り子が居住し、長久寺が六軒で寺中屋をもっていると思われる。

ここで慶長九年に許可された踊り子が八人だったことがわかる。『由緒記』にある文書写しに

従 出雲守様之御用ニ付而、おとり子八人、狂言之者共ニ都合三拾人、小倉江参候間、道中宿次之伝馬八疋可被相渡候、子供之儀候間如此候、以上

申正月六日

吉村儀左衛門判

小田弥三兵衛判

中津領

嶋田村

小倉様御領

沓川村

松江

椎田

大橋

苅田

曾根

と見える。

半田隆夫氏の労作『中津藩』三輯では、この年代を正保元年（一六四四）か明暦二年（一六五六）としている。ここでも踊り子は八人である。まず踊り子八人という数に注目したい。それは豊前一带に分布した放生会の細男舞の内容が、

一、御伶神序の舞

二、細男舞（ていてい）

三、相撲

四、八乙女舞

で、この八乙女舞いを見習い慶長の踊り子、元和の踊り子八人とはこの「くぐつ舞い」の「八乙女舞」の系譜であろうか。正保か明暦かの踊り子は八人に狂言師二十二人が加わっていることからして、当時中央で流行していた「やや子踊」と狂言師が提携して歌舞伎踊りと変化していたことの影響を受けた地方芸能と見ることができよう。

北原には大貞八幡社（薦社）に属する陰陽師がいた。『由緒書』に、

豊前国下毛郡筑地村北原算所と申候ハ、薦社陰陽師也、因之祭礼之吉日良辰、不浄之祓、心経会等之儀を主り相動来候、中古兵乱之時分より断絶して、其事名のみにて不行、（以下略）

とあって、陰陽師がいて算所阿部大内蔵と名のり、鎌倉より西国一向執行者の司に任せられたという。陰陽師が居たことは享録二年（一五一九）の『永弘文書』で証明されるが、彼が北条時頼伝説によって陰陽師の司に任せられたということはどうであろうか、北原算所が福嶋村ではなく筑地村とあることからして、大内氏支配のころの伝承を思わせるが、阿部大内蔵は下級陰陽師で散所太夫であろう。高田算所にも祈禱師がいた痕跡があり、杵築芝居の起源にも祈禱師安部安次や安部雅楽介の名が

出てくる。このことは中世に陰陽道を司る土御門家の権威をかり、安部晴明伝説に結びつけ、なんらかの関係を土御門家につけて、陰陽師・触頭・散所・大夫になり、自分たちの権威づけにしたものと考えられる。「人畜改帳」に長久寺六軒が見え、師弟三人とあることから、少なくとも三軒は寺中屋とも見えるが、陰陽師といふ寺中といひ、共に散所民として卜占、祈禱に従事しながら万才や春駒等の雑芸をしていた芸能者であり、放浪芸能民であった。

北原散所は大貞八幡社に属し、宇佐八幡宮という領主に依存していた中世までは、地子免除の散所内に「くぐつ」を生業としていた人々が住み、これらを核として陰陽師や寺中の雑芸能の人々が集まっていたのである。近代にも北原では時季に応じて陰陽師系統の万才、春駒、大神楽に出る人が居たという。「くぐつ」は江戸時代に入って、びわ法師の語りや説教師を取り入れ「操り人形浄瑠璃」となっていく。北原芝居が万年願で奉納するのに歌舞伎では疫病が流行して困り、神楽では悪逆が続き、操り人形芝居でなければならぬとするのは、この村が「くぐつ」を中心としたものであったことを物語っている。

近世に入って宇佐八幡宮が没落してから、北原散所は細川氏という領主の保護を受けた。これ以後も小笠原、奥平氏と代々保護を受け後年「御前座」の地位を確保することになる。そうすると土御門家の権威は必要でないことになり、北原に藩より夫米免一一四石余があると、放浪芸能民は集まってくることとなろう。奥平氏入国当時の享保年間に領内人口七九七〇四人のなかで踊役者七一〇人と記されていることからもうなづける。この七一〇人がすべて北原とは限らないが、明治五年（一八七二）の北原村戸数一六一戸中役者様数が一三八戸。北原の平均人口を一戸三・二人とすると四四〇人ぐらいとなる。さらに池永村には天保九年（一八三八）の「巡見使御答手控」によると、踊子役者二二軒、人数七一人あり、嶋田村にも高瀬にいた「くぐつ」の系譜につながる踊り子がいたという。

弘化四年（一八四七）の「御領中御役高」によると、

砥瀬組 嶋田村 三拾貳石三斗叁合 踊り子高

今津組 中原村 拾七石六斗六升 踊り子高

と見える。「由緒書」に

長勝公御代延宝中ニ今之新村江御移し彼成候。

とあるが、「四日市村年代記」の延宝二年の項に、今津組の中に「北原」と村名が見える。延宝中に北原より火が出て福嶋村の大火になり、そのために宇佐参宮勅使道沿いにあつた旧北原地より現在地へ移転させられたというが、そのみではなく、北原に芸能民が集まつて来たことから疎外されたと見るほうが當つていよう。宝暦十年（一七六〇）の「惣町大帳」に

一池永村北原村野郎（野野歌舞伎）猥ニ徘徊致候、右躰之者宿等致候義、御法度被仰付候。以後同様之於有之者、宿主者過料之上手鎖、又ハ牢舎可被仰付候。兩隣之者過料可被仰付候。

と見える。

中津芝居は十一座あつたといわれ、操り人形芝居三座、歌舞伎三座・池永二座・娘義太夫の座もあつたという。このように多くの座があり、町人たちが役者を留め置いて淨り、三味線を習う者があつた。中津藩では禁令を出してきびしく取り締つていた。文化九年（一八一〇）の「惣町大帳」には

一惣而町人共商売家職無懈怠相助候事者、銘々義不及言事ニ候得共、間ニ者心得違之者も在之、淨瑠璃、三味線ニ耽り候者茂有之由、自然家職ニ怠、往々者家督を失ひ無拠他因致候様ニも成行、悔先非候義眼前之事ニ候。是迄右躰之者者當時ニ至候而ハ貧窮ニ相成、家内之育も出来兼候者間々有之、畢意心得違之処方之事ニ候、少々宛慰ニ淨瑠璃、三味線致候儀者、町人之義ニ有之候得者頓着も無之、家職を忘レ右躰之義ニ耽り上方辺淨瑠璃稽古ニ罷越、又者兩村役者共逗留為致置、稽古致候者も有之哉ニ相聞候。己来者慰ニ致候ニ而者無之渡世ニ致候様相聞候者者、得斗遂詮義町弘申付、兩村役者ニ被下候様申付候間、兼而其旨可相心得候。

とあつて、芸能を商売にする者は兩村役者にさげ渡すという厳しい禁令であつた。

高田算所芝居

貞享三年（一六八六）五月の「中津藩御条目」「在中御条目并御書付」に「中津藩定」として、

前々従公儀被仰出候御法度書

一領分にて嶋原狂言・操等、惣而目立たる義堅停止之事。

附 遊女嶋原子供不可隠置事、

と見える。元禄十年（一六九七）八月の項にも「中津藩定」として、

前々従公儀被仰出候御法度之趣堅相守、庄屋所江折々百姓を呼集其旨無油断可申付、若相背者有之ハ急度可行曲事事。

一領分にて嶋原狂言・操等惣而目立たる儀堅停止之。遊女并嶋原狂言之役者一切不可隠置。常々庄屋年寄急度可遂吟味、惣

而遊女等のもの何方々參候共（中略）勿論其所之宿主ハ不及沙汰庄屋年寄迄可為越度候間此旨を可存知事。

とある。嶋原狂言・操りとあるので、操り人形と子供はやや踊りが狂言師と提携して遊女歌舞伎へと変化していたことを思わ

せる。そのため嶋原子供と遊女の隠し置き禁止が再三出されたのであろう。元禄十二年（一六九七）二月の奥書きがある「若

宮八幡祭礼絵巻」には、能狂言・操り人形・遊女歌舞伎の絵が描かれている。この絵巻でも中世の雑芸能者が時流にのって近

世芸能へと変化していったようが見える。

算所村のある来組郷には「木偶」を操るくぐっはいなかったが放生会に「細男楽」を奉納する来組弁分があった。その影響

を受けた雑芸能者がいて、操り人形芝居をしていたのであろうか、操り人形が高田公民館に保存されている。高田能楽が始ま

ったのは延宝五年（一六七七）で、もともと芸能色の濃い地方である。

（注6）「算所歌舞伎」には島原藩初代の松平忠房が、散学について奥儀を極めた人で、歌舞伎・相撲等の催しを奨励し保護を与

え、芸能によって人の心の融合を進めたので、高田算所歌舞伎の基礎ができたとしている。同書によると、高田算所は円福寺

開山の太応国師を守護して下向した人々が算所に止まり、卜占、祈禱に従事したとあるが、算所は宇佐八幡宮荘園の散所で、若宮八幡に属していたものと思える。その散所内に若宮の雑役をする散所民があり、円福寺の寺中の人々もいたであろう。若宮八幡の祭礼に獅子頭で奉仕していた雑芸能者が、操り人形を習い、遊女歌舞伎を学び、やがて島原藩御前座となつたのであろう。

後年役者たちが守り本尊とした十一面観音が観音寺にあるが、これは室町期のもので、おそらくこの頃芸能者の先祖が散所内に住みついたと考えられる。それ以降若宮のおはやしや獅子頭の雑芸をつとめ、円福寺のお勤めの笛を吹いていた。算所村に「かみ」「きとでん」の地名があり、散所太夫が居て祈禱していたことを思わせる。『小倉藩人畜改帳』には寿命院知行で高一二三石余りであり、家数二二軒とあるが人数五四人中に踊子はいない。寛文九年（一六六九）島原藩豊州御領となるが、このころにはくぐつ系統の雑芸能者が操り人形へと変化していたことであろう。安永年間（一七七一—一七八〇）に夫米免五〇石という史料はない。宝暦ごろより役者がふえ、文化・文政のころが最盛期で三〇余軒の役者家があったという。近隣の村などにも歌舞伎を教えていた。長洲村の^(注7)「二万日記」に

一宝暦十一辛巳六月踊車出来ル・浜中踊子供、千太三郎、長松、吉弥、五郎松、お明、おひな、世話人喜左衛門、踊師匠算所瀧江

とあり、素人芝居がこの頃より流行することが知れる。

^(注8)「辛豊紀要」弘化二年（一八四五）十一月に

豊州御領算所村役者共、近年従公義御改正被仰出候付、渡世芝居相止居、難波二付年々五拾俵宛被下候処（中略）以来萬歳踊与唱、祭礼之節者芝居興行為致、大目見可然申談之上達御聴、郡方へ及御沙汰候。

とあつて年々米五〇俵が算所村に下されていたことが知れる。

前田利光著「杵築史考」に

杵築馬々尾に本村という地あり、此地に小堂あり之を談合堂という。(中略)遂に海に浮んで壇浦に至る。源義経等の爲に要撃せられ遂に海底に亡ぶ、平氏の残兵遁逃して二豊海岸に漂着し、其部兵等本村に集り前途生活の資途を談合す。過ぎ昔歌舞管弦に長せしを以て此技を演ぜんと議し(中略)

とあつて平氏の残党が馬場尾芝居の源流という。また一説に

安倍某なるもの建久三年九月国東郡暮津に着し、大友能直之を召して祿し安倍安次をして祈願の事を司らしむ。是に於て安次、地を松野尾原に卜し松野尾山馬々尾寺を建て天台大師を安置す。北面の武士三十六人慕い来り大師堂に於て鳩首談合し遂に土着す。是より談合堂という。

とあり、平民の残党ではなく北面の武士の子孫という。

三浦梅園の「丙午封事」には「馬場尾遊民に御座候」「彼等式の者に御座候」とある。梅園がいうには馬場尾の役者は遊民であつて、式神の徒であるという。式神とは陰陽道で用いる式占いより生じた神格をさし、陰陽師の呪者としての性格が強く安倍晴明に仕え驱使された。

「馬場尾記念碑」の碑文には先祖は陰陽師の安部雅楽介と声聞師の卜部清統とある。これらを総合して考えると、馬場尾寺という寺(大師堂)を中心とした中世仏聖の系譜であろうか。念仏聖とは空也、一遍の流れをひき、遊行念仏を唱えた聖の子孫で鉢をささらで叩いて念仏をとなえて廻る雑芸能の徒であり、そのため「鉢叩き」「鉢開」「茶筌」ともいわれ、平定盛を先祖とする由緒をもっている人々である。平家の残党とか漂流した北面の武士とかは平定盛に結びつけた貴種流離譚であり、陰陽師と声聞師の系統をひく人々であろう。

「小倉藩人畜改帳」には速見郡に「鉢開」が十五人いたとあり、馬場尾村には「十一人 はちひらき。こしぬけ、めくら」

とある。また上八坂村には五人の踊子、下八坂村には五十三人の役者が記されている。このことから馬場尾芝居は鉢開きを中心とする寺中グループの芸能者に踊子、役者が合流したと考えられる。元禄七年（一六九四）具原益軒の『豊国紀行』には

木付の近松に松の尾という所有。（中略）昔よりの習にて俳優わびおきの業をして諸国を周り四方にもろう。歌舞をなし傀儡子を操つり綾織幻術に近き事をなす

とあって、「わざおぎ」で金品をもらうといっている。杵築藩「評定帳書抜」には、寛文五年（一六六五）の四月に松尾村紋太夫座中一同が日向国長井村へまかり越したとあり、同月二六日には肥後領清田村にいたことが記録されている。また延宝六年（一六七八）九月には

松尾村狂言師十月若宮神事芝居仕度候段願出候

とあり、元禄二年（一六八九）には

若宮芝居他所々雇候儀無用、松野尾踊組、操り組相談次第芝居致させ候様被仰付。

とあって、操り人形芝居と歌舞伎踊りの座があった。

馬場尾芝居は松尾狂言と呼ばれて、十月の若宮の市に芝居興業をしていたが『杵築市誌』によると、宝永五年（一七〇八）に殿様上覧となっている。この年四月十三日に

殿様養徳寺ニ御成被遊、松尾狂言御上覧ニ付町内昼番申付候。

とあり、元文三年（一七三八）六月には城中にて上覧に供している。杵築芝居が御前座となったのは古く、元禄六年（一六九三）には「松野尾村御前組」と見える。

注1 永弘文書二二〇〇、一反にしの前島六年代二貫文 さん所五郎えもんとある。

注2 北原村並御前座由諸書 元禄十年（一六九七）四月十一日。長岡真寿彦氏蔵

注3 『八幡信仰史の研究』 中野幡能著

注4 「中津藩・歴史と風土」 半田隆夫解説・校訂

注5 若宮八幡祭礼絵巻 豊後高田市吉成宮司蔵

注6 算所歌舞伎 豊後高田市図書館叢書、堂園壺中庵著

注7 万日記 宇佐市長洲元永正豊氏蔵

注8 辛豊紀要 豊後高田市図書館叢書

三 操り人形芝居と歌舞伎

操り人形はくぐつ師の手業による芸能で、淨るり、説教節の語りに合わせて人形を操る芝居である。大江匡房の『傀儡子記』に、くぐつは定住せず、男は狩獵を事とし木偶てく廻し、手品を演じ、女は厚化粧して唱歌し、客を取り、夜は百神を祭って踊り狂い福助を祈ると書かれている。『国史大辞典』（吉川弘文館）によると、くぐつの初見は八世紀末で「久々都」と見え、和名抄には「久々豆」とあり、人形戲の源流は古代における巫覡の徒のつかった神人形で、彼らは木偶てくを依代として神の壽詞を唱えた。やがてその芸が課役を逃れて浮浪する民の保持するところとなり、傀儡くぐつの称はその集団にあてられた。十二世紀以降にくぐつは交通の要衝を拠点に移動し、人形戲を中心に多様な雑芸をなし、鎌倉時代を通じて專業のくぐつ集団は各職能ごとに分化し、室町初期に「手くぐつ」の全盛期となる。当時の演目は猿楽能、曲舞くさまいをとり入れ、神事をはなれ娯楽志向であった。十七世紀初めに琵琶法師、説教節の語りと連携して人形淨るり形式の直接的基礎を築いたと書かれている。

宇佐放生会に奉仕していたくぐつは古表社、古要社に属していたが、その人形戲の分布は広く筑前・豊前・豊後にわたっていた。やがて浮浪民がその芸をもち八幡宮の散所に住み、雑芸能で生活していたであろう。近世に入って依存していた宇佐八幡宮は所領没収となり、保護者ではなくなった。くぐつたちは生活の場を寺社に求め、神社の祭礼や寺の開帳に芝居を開き、また布教の用をなしていたと思われる。やがて各藩の御前座となり、十八世紀ごろより歌舞伎を取り入れ興行をするようにな

ったと思われる。

北原の場合、旅興行に出発するにあたって大貞八幡で神事芝居をすることが慣例であり、また村内にある大師堂が人形芝居発祥の地とされている。大師堂は平安末の創建といわれ、始め天台宗の小寺院で後真言宗色濃厚となった堂で伝教大師と弘法大師をまつる。この大師堂で北条時頼の快気祝いの席上、はじめて人形を舞わせたという伝説があり、鎌倉より「春日」作の阿弥陀像を持ち帰り、西福寺開山までここに安置していた。

高田の場合、若宮八幡の寿祝の徒であり、祭礼のとき浴道のきよめを獅子頭をもってしていたといわれ、また円福寺の開帳芝居をしていた。「島原藩寺社方諸取計規矩」に

円福寺釈迦堂再建ニ付、芝居興行願相濟横目代官手代入庄屋芝崎庄屋致出役、尤出役外ニ茂詰合之内断相立、見物罷越候出役、敷棧御紋附御幕張高灼灯付手摺毛せん掛ケ候。右芝居夜分計ニ而入も無之ニ付、追出に而昼之内致度申出候。終日者不相成候得共昼頃方二切位いたし候義者不苦旨及沙汰候。尤算所役者計ニ而者切狂言も出来兼候ニ付、他所役者兩三人雇入度願出候得共、不相成段申付候事とある。

杵築の場合も若宮八幡の祭で芝居をしていた。「町役所日記」によると、宝永三年（一七〇六）より十月に「市芝居」をしている。また芝居発生の相談は談合堂でしたといひ、この談合堂は始め天台大師をまつっていたというのが現在は弘法大師像であり、北原の大師堂とその経過は同じである。

歌舞伎の歴史的経過を「国史大辞典」によってみると、その創始は慶長八年（一六〇三）に京都で出雲阿国おくくにによるといふ。お国は出雲大社の「あるき巫女」といわれている。お国の始めた踊りは「かぶき者」ににせた煽情的、好色的な芸で、遊女たちがこれにならい大流行した。「遊女歌舞伎」である。寛永六年（一六二九）遊女歌舞伎は風俗を乱すことで禁止され、若衆

が女役を演ずるようになった。これが「若衆歌舞伎」である。この若衆も男色によって風俗を乱すとして承応元年（一六五二）に禁止され、物真似狂言を主体とした「野郎歌舞伎」となった。元禄年間（一六八九—一七〇四）に上方と江戸で芸が著しく発達し「元禄歌舞伎」と称されるようになった。十八世紀後半より江戸で三味線音楽を用いた舞踊劇が発達し歌舞伎は多面的にめざましく発展をした。とある。

守屋穀氏は『演者と観客』（小学館）の中で「元禄期における中央劇団の確立が、一方で多くの脱落者はいわゆる浪人役者を生み出した」という。北原の『由緒書』に

只今之歌舞伎ハ近キ頃出雲丞参候て躍を教、かりそめに習候方家業之様ニ成来候。

とあるごとく、竹田出雲が北原に来て教えるなどは信じがたいので、守屋説のごとく浪人役者による歌舞伎指導であろう。守屋氏はさらに、「歌舞伎に先行する雑芸能にたずさわって巡歴していた芸能者たちが、その事蹟の上に次々と歌舞伎役者に転向するのが、元禄以後一八世紀前半の地方芸能界の様相であった」という。「こうして村落を基礎とする役者村が各地に成立し、中世以来の雑芸能集落が、時流に乗じて近世の変貌をとげた」とのべている。

郷土六分でも中世のくぐつを中心として陰陽師系や鉢開きの雑芸能者が、近世的变化をなし操り人形と歌舞伎に転向したとみてよからう。しかし操り人形が先行していたことは中津、高田、杵築の場合でも想像される。北原の万年願では、歌舞伎の奉納でも神楽でもいけなくて、操り人形芝居でなければ災いがあると信じられていた。杵築の御前座上覧の例をみても、五月十一日に操り芝居を上覧し、同月二十九日に歌舞伎芝居を上覧し、六月四日と七日に若宮芝居を奉納している。『追遠拾遺』に、

同五月十一日自郷中願出候趣者、兼々郷中万端厚思召を以御仁惠御配慮被成下、作向能安穩罷成候付、乍恐為寸志操芝居奉入御覽度願出之処御免、於大書院庭上興行、於小書院御一覽、大書院二者家中其外大庄屋代官山奉行郡手代惣代庄屋共見物被仰付。操座本左平太。就右自大坂表太夫両人呼下、藁太夫佐賀太夫、三味線弾鶴沢文治郎。座本江金式百足、惣

役者江銀二枚、三味線彈江金百足ツツ、庄屋へ鳥目一貫文中白老斗酒老斗五升被下之。

右同断付、同廿九日歌舞伎芝居御免見物向右同断。弁差山之口等見物被仰付。代官大庄屋江者一汁一菜、見物之者へ者かさり赤飯被下之。芝居座本馬場尾村彈右衛門組。舞台長七間横四間半、上ハ桐油ニ而張、下板杉平ニ而張、柱式本毛せんニ而色引暮水引等被下之。五時始ル久米仙人五段続、脇狂言色々其外狂言數多。夜者惡源太平治合戰五段続、其外小狂言色々也。芝居之者江銀三枚、舞子大坂伊三郎江鳥目老貫文被下之、自郷中芝居之者江錢七百目、座本頭取子供江五百文宛遣ト云フ。

同六月四日夕七日迄日數四日若宮奉納芝居被仰付、家中小奉行入共郷町之者見物被仰付。

とある。中世の雑芸人から出發し、持ち芸の狂言を取り入れ、地方役者中心の集團へと成長していったが、中心役者は上方の役者を雇い入れなければできなかった。操り芝居では大阪から糞太夫と佐賀太夫を雇い、歌舞伎芝居では大阪から伊三郎を雇っている。これが当時の地方芝居の様相であった。

地方興行は季節をえらんでするのが通例で、これは江戸時代の芸能に、古代の神事に奉仕した「祝言人」の呪術的色彩が色こく残っているからである。初午、神社の祭礼、盆、虫追い、風除け、雨乞、日乞、五穀成就・お彼岸などであり、その形式は獅子舞いに始まり、脇狂言・続き狂言、踊りで終るのが興行の日程でもあった。

中世雑芸能が近世芸能者に変革したのであるが、古代の風習は受けつがれており、一座結束のシンボルとして翁面があった。北原の万年願は今でも翁の「三番叟」で始まるのが恒例であり、翁面は守護神でもあった。馬場尾芝居では正月に「翁開き」に始まり、座本の家に一座の役者を集め式三番の舞いぞめが行なわれていた。そしてその年の座組み、給金が相談された。雨乞芝居の申し入れがあると、座長はこの翁面を神棚に飾り、七日間精進潔斎して神に祈り出演したという。このことは芸能者の祖先が寿祝の徒であったことからの風習であり、中世雑芸能者が「宿神」「百太夫」を守護神として信仰してきたからにはかならない。宇佐市の百太夫社（現百体社）がそうであり、同市長洲の宿神社のご神体は五このくぐつ人形であった。

各座の演目は大阪系統を中心として五十前後で、座員は囃子方、道具師、衣装師、かつら師等をふくめて三十人前後で興行をしていた。一座の料金も地方によりまちまちであった。杵築の「町役所日記」によると宝永四年（一七〇七）には

芝居勸進本、木田土佐。座本松尾善右衛門、松尾地芝居札三十五文宛。

とあって、勸進本は公認興行権である杵築の免許を受け、一人三十五文の入場料をとっていたことが知れる。馬場尾芝居が津久見赤八幡宮の祭礼芝居に出かけたときの芝居証文（西郷家文書）に

芝居証文之事

- 一 其御浦八幡宮祭礼九月八日方晴天。七日芝居御約束仕候処実正ニ御座候。
- 一 歩金之儀者四歩六歩。但六歩太夫元、四歩請元。
- 一 四分方も可被成下、宿居風呂歩一人、がく屋荷物出入わんかかり火あはし歩一人、がく屋舞台の上敷薪茶かり道具。
- 一 建銀五拾目相究申候。
- 一 前銀として銀五拾目、来二日請取筈ニ相究申候。
- 一 舎人数 貳拾三人

木付芝居座本 文藏

案右衛門

とある。契約前銀が五十匁で、もし興行に來れなかつた場合は返さねばならない。建銀は五十匁である。これは享保二十年（一七三五）のことである。

文政二年（一八一九）の高田算所芝居の興行のようすを「橋津文書」でみると

七月六日

一 今日橋津村貴布禰宮江算所踊有之候処、金十郎袴ニ而出役致ス。庄屋中は五人之出役、外庄屋中能出不申候。組頭中は半

方通り罷出候。昼計御神酒二重ニ酒式升大庄屋庄屋へ出ル。組頭中江も出ス。踊は昼夜致ス。但シ七式銭式百五拾之受ニて先年方右丈ニ相極り居候。とある。

四 農民生活の圧迫と芸能禁令

江戸幕府は慶安二年（一六四九）の「慶安触書」にみられるように、勸農・勤勉・節約・日常生活の心得・家族関係の干渉といった農民生活への束縛が農政の基本政策であった。このことは幕藩体制がゆらぎはじめると、ますます厳しくなっていた。享保七年（一七三二）の「中津藩条目」には、御法度をかたく守り、儉約を第一にして、妻子の衣類・祝儀の酒肴まで干渉している。

中津藩条目

覚

一 前々被 仰出候御法度之条々弥堅相守、儉約を専にし妻子等迄之衣類、布木綿之外着用仕間敷候。将又嘉儀之節たり共大酒不仕様心懸へし、若給酔候もの見当り候者其村江附届急度可申付候。近年在中作毛不宜及困窮候以後之儀ニ候間、酒肴等相調候儀一切可為無用、万一無拠子細にて相求候者村役人江申断へし。妄に酒肴相求候もの見当候者、其村承届可令、せん儀候間兼て五人組限に堅申合、相互遂吟味農業第一ニ可相勤事。

このように農民生活への干渉は幕府・藩の基本政策であるために、くり返し出されるが、その禁令のなかに芸能の禁止がふくまれていた。寛文八年（一六六八）の「中津藩条目」に

今度従 公義御書出之写覚

一 此已前より如被 仰出在る所之輩と驕りたる儀不仕、農業を専にいたし進退持立様ニ常と心懸、諸事無油断はけまし

可申事

- 一 庄屋惣百姓共に自今以後不應厥身屋作不可仕之、但道筋之町屋人宿仕輩可爲格別事
 - 一 百姓之衣類前々如御法度、庄屋者妻子共に絹袖本錦、郷百姓者布木綿之外不可着之、帯り帶等にも絹袖をも不可致之
 - 一 庄屋惣百姓男女共に衣類紫紅に染へからず、此外之諸色かたなしに染可申事
 - 一 百姓之食物常々雑穀を用へし、米糞に不可食事
 - 一 名主惣百姓男女ともに乗物一切可爲停止事
 - 一 勸進能・相撲・あやつり等之見物之類、在る所に一切不可留置事
 - 一 神事之祭禮或葬礼年忌之佛事或婚礼諸事之祝儀等に至迄百姓不似合不可致結構事
- 右條々堅可相守旨庄屋常々改之可申付之、違背之族於有之ハ庄屋五人組より其所之奉行代官へ急度可申達之、若隱置脇々より令露頭、庄屋五人組迄可被行曲事者也、

寛文八年十二月日

とある。十八世紀以降はますます禁令が厳しくなっていく。東北各藩の「一条目」・「御書出」「村方へ被申渡覚」「制禁条々」などからひろってみると、

- 1 不相応の家造り、天井板・屋根裏・長押・雨戸禁止・畳は七島表に限る。
- 2 家具類・器物は百姓相応の品。
- 3 食事は米をみだりに食はず、平生は雑穀を用ふべし。
- 4 衣類は別途条目の通りで細かに制限。
- 5 婦人髪かざりの制限。
- 6 日傘・蛇の目傘・雪駄・差下駄・雨羽織の禁止。

7 婚礼・祝儀・仏事の酒・料理等の制限。

8 村小祭・新規祭礼の禁止、宮座料理の制限。

9 伊勢詣り、本願寺、西国遍路の祝儀、土産の禁止。

などがあって、それらのなかに条目として芸能禁令が出されていた。

一 百姓家業を忘、遊民同意ニ遊芸致者有之ハ、村役人早々可申出候。廻在之役人承候ハハ其村之役人過料、当人は急度可申付候事。

一 願成就等ニ事寄、相撲・操又者狂言芝居、其外見せ物之類致間敷候。

といる。このように農民生活に制限を加えるのは、百姓が不相応のことをしていると、其の分限を忘れ百姓相続が難儀となり、未々難渋になることからの御教諭にはかならないことであって、窮屈な仰せ付けという心得違いをてはいけないという趣意で条目が出されている。

日出藩「村方へ被申渡覚」（日出町誌史料）に

近來一流之世風ニ候哉、万端花美ニ相成候。百姓不相応之儀茂有之、只今之通漸々押移り候而者、下方其分限をわすれ未々百姓相続難相成よふに成行候儀ハ必然之事ニ候。此度右之通被仰出候。あるひハ窮屈成る儀被仰付候様相心得候もの有之候而者、此度趣意ニ戻り相心得違之事ニ候。まことに未々難渋ニ相成候処を以被遊教諭之儀ニ付、其段総而心得違無之尚此度之御ケ条ニ洩候儀ハ先年方之御制度之通相心得候而、急度御法令相守候様可申付候、以上。

とある。

このように農民生活を圧迫することと関連して、芸能への禁令が次ぎつぎに出された。県北諸藩の条目を表にしてみると、

芸能への禁令

1668	寛文 8	勸進能、相撲、操り等村内留置禁止	中津藩、公儀仰出
1674	延宝 2	小弓、三昧線、筑紫琴、小歌、浄瑠璃等禁止	中津藩、公儀仰出
1686	貞享 3	領内島原狂言、操り等禁止、隠置禁止	中津藩、公儀仰出
"	"	町中遊女、島原狂言役者差置禁止	町内御条目
1693	元禄 6	役者共町中へ出る事禁止	杵築藩
1697	元禄10	領内島原狂言、操り等禁止、隠置禁止	中津藩、公儀仰出
"	"	遊女、島原狂言役者隠置禁止	町中御条目
1711	宝永 8	領内へ狂言、操り、その他の遊芸の入る事禁止	島原領
1717	享保 2	遊女、歌舞妓隠置禁止	中津藩
"	"	遊女、歌舞妓隠置禁止	町中御条目
1718	享保 3	祭礼、立願の歌舞妓見物禁止	中津藩
1734	享保19	寺開帳、芝居等見物禁止	中津藩
1736	元文 1	池永、福島野郎呼寄禁止	中津藩
1740	元文 5	(享保 3 年と同文)	中津藩
"	"	三昧線ひき禁止	"
1752	宝暦 2	相撲、操り、狂言芝居、見せ物禁止	中津藩、杵築藩
1760	宝暦10	池永、北原野郎の徘徊禁止	"
1763	宝暦13	祇園祭芝居中止	中津藩
1770	明和 7	竜王祭芝居におふれ	"
1786	天明 6	相撲、操り、見せ物村内差置禁止	延岡領
1799	寛政11	歌舞伎、踊り、遊芸禁止	杵築藩、公儀仰出
1800	寛政12	横山谷の北原芝居取調べ	時枝領
1812	文化 9	遊芸をする者は池永、北原役者に下さる	中津藩
1818	文化15	算所踊りは村大祭願とけのみ	島原領
1820	文政 3	岩崎村日乞い算所踊り興行の制限	"
1844	天保15	役者の子供、五人組帳に入れず	中津藩

となる。

節約をしいるために芸能への禁令を出したのは農村だけでなく、町人へも同様であった。中津藩「記註撮要」享保三年（一七一八）の項に、

御領内在中祭礼又ハ立願にて歌舞妓等有之節、各者勿論召仕迄見物無用御觸出候事。

という禁令がでると、領内では見物できない人々が、近くの他領に出かけて見物していた。享保十九年（一七三四）の同文書に

他領ニ而開帳或ハ芝居等有之節、罷越候者も有之様相聞候、其外遊興ケ間敷儀等無之様被仰渡事。

とある。

寛政十一年（一七九九）九月、杵築藩では町方に触れを出し、芸能者、旅商人等の立入禁止を命じている。

一御奉行所方御用、久左衛門罷出候処、左之連之御触書被仰付候ニ付、則組頭中へ相触。

在々におゐて神事祭礼之節、或当作物虫追風祭などと名付芝居見世物同様之事を催し、衣裳道具、心付をも拵へ、見物人を集め金銀を費し候儀有之由相聞不埒之事ニ候。左様之義を企、渡世にいたすものハ勿論其外も風義患しき旅商人或当河原者など、決し而村々江立入せ申間敷、遊興情弱よからぬ事を見習、自然と耕作にも怠り候よりして荒地多く困窮に至、終に其果ハ離散之基にも成候事に候間、右之次第能弁候様可心懸候。依之自今以後遊芸歌舞妓浄瑠璃踊之類、惣而芝居同様之人集め堅く制禁たるへく候。（下略）

高田算所芝居がよく興行に行っていた延岡領香々地では、五人組帳に芸能禁止を申し合わせている。天明六年（一七八六）

に、

一 相撲・操り、見世物等在々共に差置申間敷事。

附、祭礼之節たりとも大勢人集地所へも罷在候儀、堅停止被仰付奉畏候。勿論他所方も請申間敷候事。

宇佐市の時枝領には北原芝居がやってきていた。その芝居が大庄屋に許可を受けず興行しているので、早速に取り調べ中止命令を出している。寛政十二年（一八〇〇）の「田口家文書」に、

一 此間内右横山谷筋へ北原役者共参り躍致候由ニ付、聞捨ニ不相成、若御陣屋右御沙汰御座候而は手後ニ相成候故、何分之子細にて躍為致候哉、山下へハ未参候由、雨乞願解たり共見合候様申遣候。

とある。

中津藩では町人が少しぐらいのなぐさみに浄るり、三味線等をするのであれば、それは町人のことなので頓着もないが、芸を商売にするほどならば詮義をなし、町払いに申し付け、池永村、北原村に下げ渡すという禁令を出している。（前出）

島原藩豊州御領では芝居は「村大祭願解之節計」となっていた。村ごとに五穀成就の立願をして、秋に立願通りによく実った村祭りのときに、高田算所芝居をよんでしていた。ところが娯楽を求める農民の要求で、村の他の祭りや雨乞、日乞、虫よけ、風除、病難よけ、願解けといろいろな名目をつけ芝居をしていたが、文政三年（一八二〇）改めて禁止された。「橋津文書」に

文政三年七月七日之御沙汰

節儉筋ゆるめケ条之事、左之通。

一 神社小祭之事

一 差下駄之事

一 婦人日傘之事

一 算所踊之事

一 御幸之節騎兵之事

このなかで算所踊りについては

是迄村々大小祭、并雨乞日乞虫風除其外病難除願解興行仕来候村も段々御座候所、一同止方ニ成候故、小前之者共前断申上候通、心得違仕全躰氣受ニ拘り、愚昧之者共色々之風説仕申候。以来村方大祭之節計志度は差免為仕申度事。

御上方戌年御沙汰通可相心得候。

とある。この条目の出された二日後の七月九日に、岩崎村で算所踊りの興行があつた。高田陣屋からは手代二名が見廻りに出役、祭見物の者のなかで節儉令違反の者が取り締りにあつた。

一、同村岩崎村若宮八幡願解算所踊いたし候処、高田御役所より御手代御兩人御見廻として御出役にて御座候。節儉背いたし候者、岩崎村江広袖着用之者三人、出光へ広袖着用之者老人、江熊村江日傘着用之女老人、山村江ならざうり志人、右之通背候者御座候。尤広口着用之者は大庄屋申入ヲ以内済ニ相成申候、日傘之儀は相済不申手代衆帳面ニ御付、同日夕方御引取ニ而御座候。

天保十五年（一八四四）は中津町では、役者の子ということで五人組帳に入帳させないという願いが出されている。「惣町大帳」に

一 古魚町田中屋四郎左衛門約介宗七悻惣兵衛と申者、右四郎左衛門出店ニ而去ル亥年より当町内内ニ差置申候処、此度同町

右之者当町へ入帳之送り書参り申候。然ル処惣兵衛親宗七義ハ元北原村役者ニ御座候。古魚町之所ハ役者得心ニ而引受候ニ御座候得共、当町之儀ハ右様之者入帳仕候義私共始メ町内一統不得心ニ御座候。右ニ付昨年茂古魚町を送り書参り候得共差返候処、又々当年入帳之送り書差越申候得共、前文奉申上候通之訳合ニ御座候、其上町内定法之上燈等以今無出札町役之世話ニ相成、以甚不埒之至ニ候間、私共引受難出来候間、何卒是迄之通り古魚町ニ入帳仕有之候様被仰付被下置候様偏ニ奉願上候。

とあって、江戸時代の芸能民に対する蔑視観がろこつに出されている。

五 おわりに

芸能民の祖先は神事奉仕に従事していた散所民であったり、空也系、時宗系の念仏聖で、宗教的色彩をおびた遊行者、放浪芸能民で、芸能、音曲で生活の糧をえていた。この生活様式が著しく「定着農民」とは異なる生活であった。そのため彼等は文化、芸能を創造し伝播させた中世、近世の文化功労者でありながら農民とは異質の存在と見られていた。また彼等の芸能のなかに呪術的色彩を色こく残していることも常人と異なる存在と見られる原因でもあった。

中世放浪雑芸能の人々が、どこかで「くぐつ」の芸を見習い、手くぐつ集団から操り人形の集団へと変り、藩主の保護のあった北原村や算所村、馬場尾村へ集まって来たことが想像される。それは元禄期直前であるうか。杵築では寛文五年（一六六五）に一座があったことが知られるし、算所村の操りと狂言は貞享三年（一六八六）の記録に見える。やがて彼等は元禄期の浪人役者を受け入れ、指導をうけて歌舞伎を取り入れていく。これは芸能の近世的変革であり、藩主の保護を厚くして「御前座」となる原因でもあった。北原人形芝居は元禄七年（一六九四）には府内で布袋屋が興行している。馬場尾芝居は元禄六年（一六九三）に殿様上覧となっている。

芸能民は常民が必要としながら、自分たちにはない能力、つまり呪術的能力をもっていると思われていた。そのために農民の

願いである五穀成就やひでり、雨乞い、虫追い等の願かけには芸能者による踊りが絶対的に必要であったし、都市では疫病の流行を防ぐための祈りが必要なことであった。また時代とともに娯楽志向も強まってきた。そのことが封建領主にとっては体制の反対者として見られることでもあった。かくして数多くの禁令が出され、身分的に蔑視される結果ともなったのであろう。

(宇佐市教育委員会・宇佐市大字長洲一一八)

大分県地方史料叢書(八)一

文化一揆史料集(一)

党民流説

豊田・秦・榎本編

近世二豊の最大の一揆、文化八・九年一揆に関する基本史料「党民流説」を収載。底本として後藤碩田の自筆本を使用。その公刊は、全国の研究者からも注目を集めている。

頒価 会員二〇〇円、会員外二五〇円(送料共)

大分県地方史研究会